

ID: 5191

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	決算報告の承認		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第42条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (決算報告) 第42条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日